

1. 給水装置工事手数料のあり方

給水装置工事手数料とは

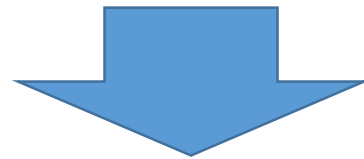
手数料とは

○ 手数料は、特定の者のために行う事務に対する対価として、徴収することができ、この場合、手数料に関する事項は、条例で定める。(地方自治法第227条、228条)

給水装置工事に係る事務

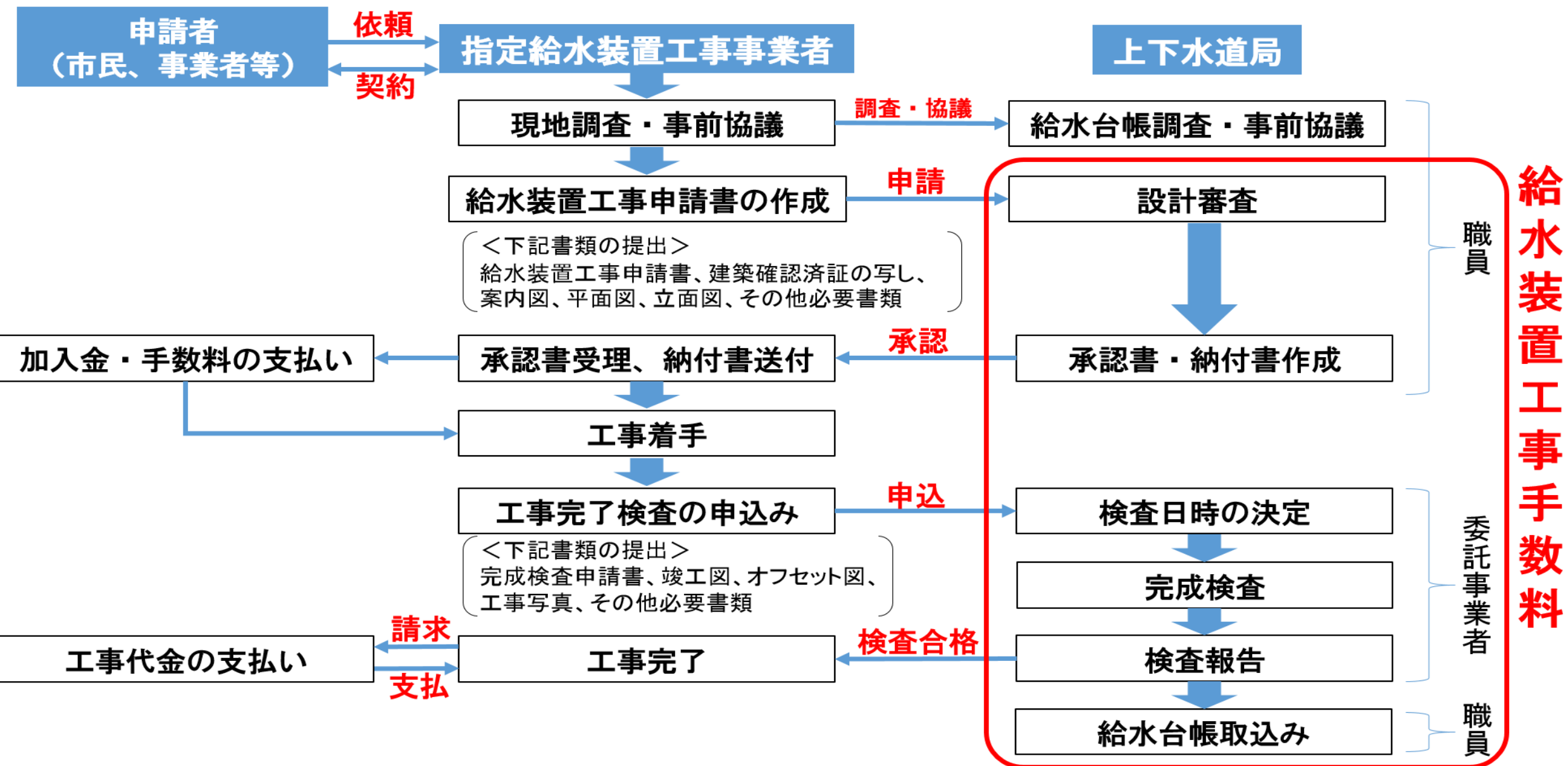
○ 給水装置に関する設置や変更(給水装置工事)は、指定給水装置工事事業者が行うこととされており、指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を行う前に水道事業者に給水装置工事の申請書を提出し、承認を受けることとされている。(秦野市水道事業給水条例第10条)

○ 水道事業者は、申請内容が水道法第16条及び市が定めた給水装置基準の構造及び材質が適合しているか審査し、また、工事完了後も施工された給水装置が承認したものであるかの検査を行う。(同条例11条)



これらの給水装置工事に係る事務手数料(給水装置工事手数料)について、「秦野市水道事業給水条例」に定め、申請者から徴収している。

給水装置工事申請（年間約1,000件）の流れ



給水装置工事手数料の算出方法について

定率制

○ 対象となる内容に対して、一定の割合を乗じ徴収する方法。

・秦野市

定額制

○ 対象となる内容に対して、定められた額を徴収する方法。

①審査及び検査手数料等に分けて算出・・・県企業庁、横浜市、川崎市、三浦市、南足柄市

②工事種別等に分けて算出・・・横須賀市、座間市、小田原市

県内各水道事業体の状況 1/2

定率制	①定額制(審査及び検査手数料等に分けて算出)				
秦野市	県企業庁	横浜市	川崎市	三浦市	南足柄市
<u>給水装置工事手数料</u> 工事費の8%の額	<u>審査手数料</u> 量水器13mm 6,400円 量水器20～25mm 6,900円 量水器40～75mm 7,300円 量水器100mm 7,800円 量水器設置なし 6,400円 <u>検査手数料</u> 量水器13mm 5,200円 量水器20～25mm 8,900円 量水器40～75mm 9,400円 量水器100mm 12,200円 量水器設置なし 5,600円	<u>設計審査手数料</u> 給水管50mm以下 4,300円 給水管75mm以上 19,600円 <u>完了検査手数料</u> 給水管50mm以下 6,200円 給水管75mm以上 15,700円	<u>検査費</u> 9,500円 <u>給水装置の構造及び材質の基準適合の確認申請手数料</u> 17,900円	<u>設計審査手数料</u> 7,500円 <u>竣工検査手数料</u> 5,500円	<u>設計審査手数料</u> 1,000円 <u>検査手数料</u> 1,000円 <u>県道申請手数料</u> 1,000円
例)戸建て住宅1戸(給水管25mm取出し、メーター20mm設置)の工事手数料					
6,000円 ～37,440円	15,800円	10,500円	27,400円	13,000円	2,000円

県内各水道事業体の状況 2/2

②定額制(工事種別等に分けて算出)

横須賀市	座間市	小田原市
<p>新設、増設、変更工事 18,000円 2件目以降は 12,000円(共同住宅等の場合) 撤去工事 6,000円 舗装選考工事1箇所につき 5,000円</p> <p>給水装置工事に伴う断水等立ち合い手数料 (断水工) 配水管50mmまで 22,000円 配水管75~150mm 42,000円 配水管200~350mm 62,000円</p> <p>(不断水工) 給水管50mmまで 4,500円 給水管75~150mm 6,500円 給水管200~350mm 9,000円</p>	<p>新設及び止水栓上流部を含む改造 量水器13mm 12,000円 量水器20mm 20,000円 量水器25mm 32,000円 量水器40mm 64,000円 量水器50mm 96,000円</p> <p>止水栓下流側の改造 量水器13mm 6,000円 量水器20mm 10,000円 量水器25mm 16,000円 量水器40mm 32,000円 量水器50mm 48,000円</p> <p>1栓のみの改造 3,000円 各戸取出し 20,000円</p>	<p>新設工事 19,000円 改造工事 19,000円 増設工事 12,000円 軽微な工事 2,000円</p> <p>分譲管工事 口径40mm以下 12,000円 口径50mm 20,000円 口径75mm以上 30,000円</p> <p>貯水槽 5m³~20m³ 20,000円 20m³を超えるもの 30,000円 貯水槽子メーター 10個以下 13,000円 11個以上50個以下 25,000円 51個以上 37,000円</p>
例)戸建て住宅1戸(給水管25mm取出し、メーター20mm設置)の工事手数料		
18,000円	20,000円	19,000円

現在の手数料(定率制)における課題と検討

定率制における課題

- 施工方法の多様化により指定給水装置工事事業者によって、工事費が異なり、同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、申請者に対して公平な費用負担となっていない。
- 県内の各水道事業体では、細かい算出方法は異なるものの、本市を除き、すべて定額制により手数料を徴収しており、均衡が図られていない。
- 平成29年から完成検査等を民間に委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する負担の適正化を図る必要がある。



手数料について、定率制の課題を解消するためには定額制とすることが適当と考える。

定額制の算出方法(案)について

○定額制による算出方法について

定額制の算出方法について、次の2案について検討する。

案① 審査、検査手数料に分けて算出する方法

案② 工事内容に応じて算出する方法

○ メリット、デメリットについて

	案①(審査、検査手数料に分けて算出)	案②(工事内容に応じて算出)
メリット	項目が明確で、手数料をわかりやすく算出できる	手数料の公平性が確保できる
デメリット	平均値をとっているため、公平な負担の確保が難しい	手数料の算出方法が複雑である



現行の課題(負担の公平性)を解決するためには案②とすることが適切と考える。

定額制に変更した場合の算出方法について 1/3

工事内容に応じた項目

手数料の算出においては、

- ①すべての申請で共通する項目・・・「基本料」
- ②配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目・・・「取出し加算」
- ③接続するメーターに係る項目・・・「メーター加算」

とし、①基本料 に ②取出し加算 及び ③メーター加算
に分けて算出することが適切である。

手数料の算出方法

$$\begin{aligned} \text{(手数料)} &= \text{(人件費)} + \text{(物件費)} \\ \cdot \text{人件費} &= \text{作業時間の和} \times \text{職員単価} \\ \cdot \text{物件費} &= \text{用紙、印刷費、燃料費など} \end{aligned}$$

定額制に変更した場合の算出方法について 2/3

給水工事手数料

①基本料

主な審査項目

受付業務、
給水台帳の確認、
給水装置系統図の確認、
使用材料及び構造の検査、
決裁業務、
承認書・納付書作成など

主な検査項目

検査受付業務、現地移動、
検査 報告など

主な物件費

用紙(承認書、納付書、給
水台帳など)、印刷費、燃
料など

=

+

必要に応じて加算

②取だし加算

主な審査項目

配水管への影響
(取出しの可否)、
配水管の占用位置、
水理計算など

主な検査項目

材料検査、
止水栓や仕切弁の計測、
工事写真検査

及び

③メーター加算

主な審査項目

水栓の数、
使用水量の計算、
メーター口径の適正審査

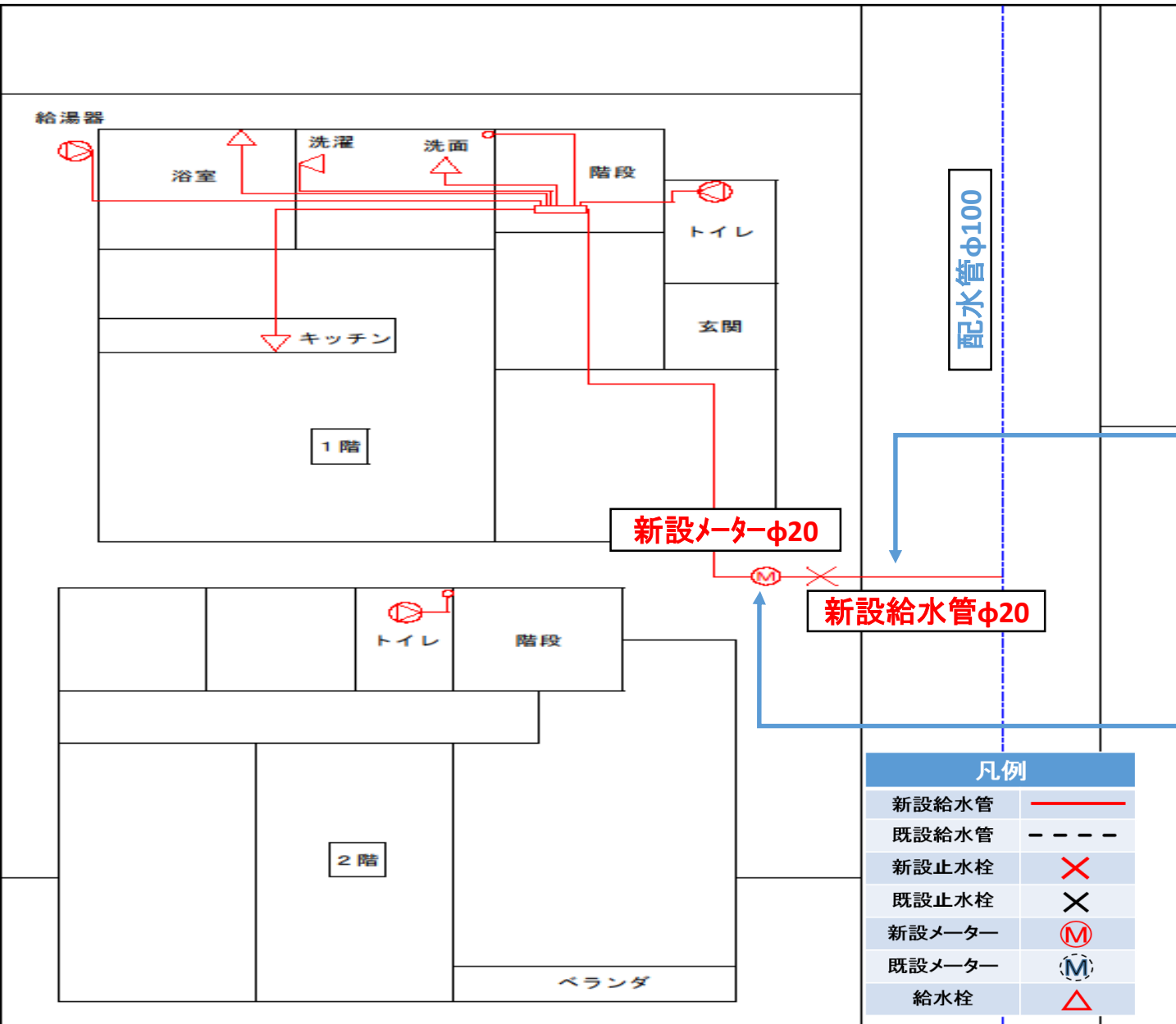
主な検査項目

メーターの傾き・逆付け
の有無、
水栓検査、水質検査、
水圧検査

主な物件費

残留塩素検査薬

定額制に変更した場合の算出方法について 3/3



①すべての申請で共通する項目
(基本料)

②配水管からの取出し工事に
係る項目(取出し加算)

③接続するメーターに係る項目
(メーター加算)

定額制に変更した場合の手数料

○給水装置工事手数料

基本料

工事種別	手数料
給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕)	1件につき8,200円とし、工事内容に応じて別表第1及び別表第2に掲げる額を加算した額とする。
給水装置工事手数料(撤去)	1件につき 3,300円

取出し加算(別表1)

配水管又は給水管 からの取出し管口径	手数料
13mm・20mm・ 25mm	1本につき 5,000円
40mm	1本につき 9,000円
50mm	1本につき 10,500円
75mm以上	1本につき 14,500円

メーター加算(別表2)

メーター口径	手数料
13mm・20mm・ 25mm	1個につき 4,400円
40mm	1個につき 10,000円
50mm	1個につき 12,100円
75mm以上	1個につき 15,100円

基本料の積算根拠について

	項目	単価 (円)	新設・改造・修繕		撤去	
			数量	金額(円)	数量	金額(円)
事務費	上下水道局職員	3,948	1.35 h	5,329.8	0.85h	3,355.8
	委託	2,801	1.0 h	2,801.0	0h	0.0
小計(A)		-	2.35 h	8,130.8	0.85h	3,355.8
物件費	用紙代、印刷費、燃料費	-	- -	163.9	- -	14.9
小計(B)		-	- -	163.9	- -	14.9
合計(A+B)		-	- -	8,294.7	- -	3,370.7

取だし加算の積算根拠について

	項目	単価 (円)	25mm以下		40mm		50mm		75mm以上	
			数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)
事務費	上下水道局 職員	3,948	1.0h	3,948.0	2.0h	7,896.0	2.4h	9,475.2	3.4h	13,423.2
	委託	2,801	0.4h	1,120.4	0.4h	1,120.4	0.4h	1,120.4	0.4h	1,120.4
小計(A)		-	1.4h	5,068.4	2.4h	9,016.4	2.8h	10,595.6	3.8h	14,543.6
物件費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計(A+B)		-	-	5,068.4	-	9,016.4	-	10,595.6	-	14,543.6

メーター加算の積算根拠について

	項目	単価 (円)	25mm以下		40mm		50mm		75mm以上	
			数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)
事務費	上下水道 局職員	3,948	0.4h	1,579.2	1.6h	6,316.8	2.0h	7,896.0	2.4h	9,475.2
	委託	2,801	1.0h	2,801.0	1.3h	3,641.3	1.5h	4,201.5	2.0h	5,602.0
小計(A)		-	1.4h	4,380.2	2.9h	9,958.1	3.5h	12,097.5	4.4h	15,077.2
物件費	残留塩素 検査薬	50	1ヶ	50.0	1ヶ	50.0	1ヶ	50.0	1ヶ	50.0
小計(B)		-	-	50.0	-	50.0	-	50.0	-	50.0
合計(A+B)		-	-	4,430.2	-	10,008.1	-	12,147.5	-	15,127.2

工事例1

新築一軒家(取出しあり)

①基本料

新設工事 8,200円

②取出し加算

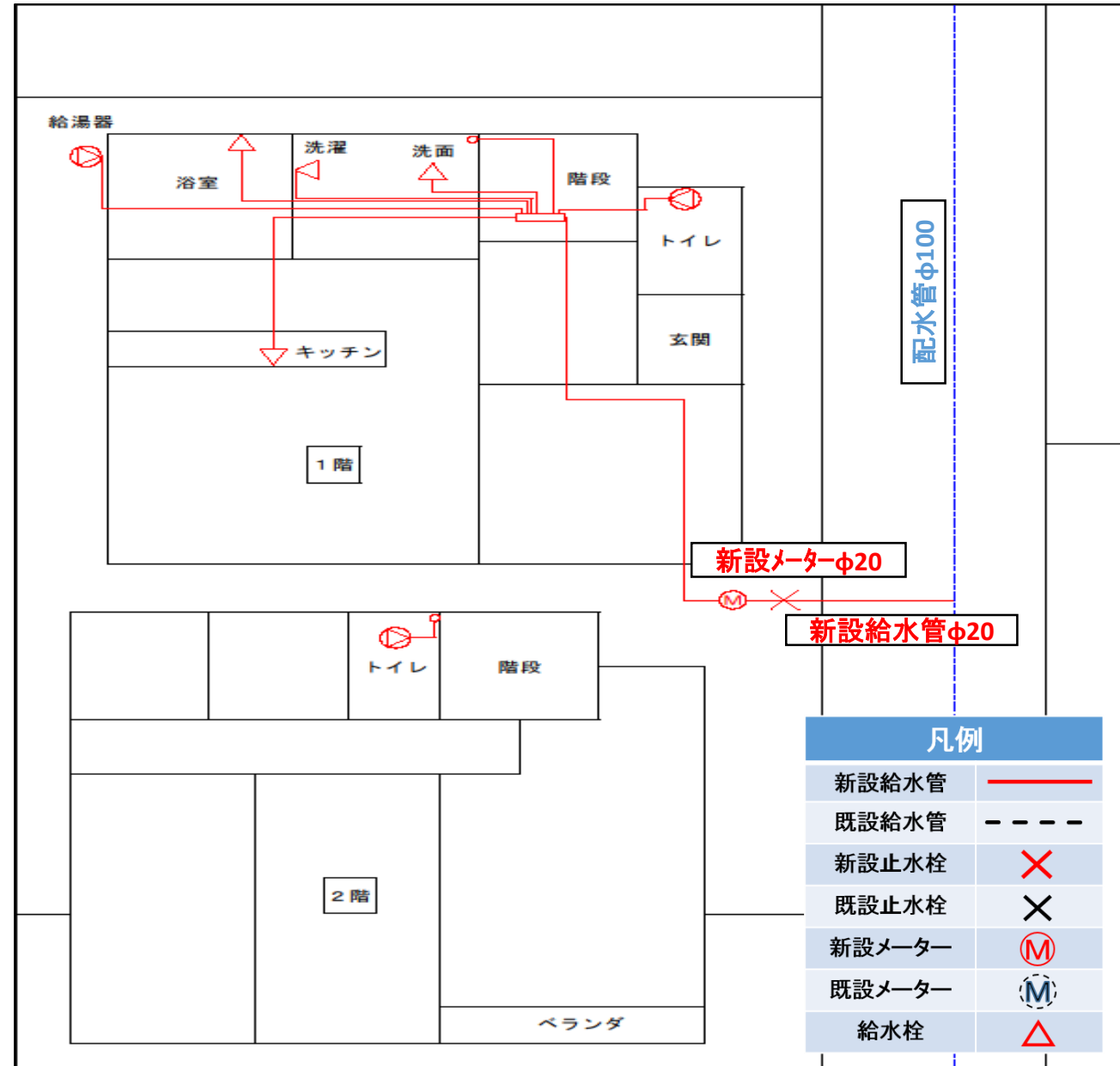
新設給水管20mm 5,000円

③メーター加算

新規メーター20mm 4,400円

【給水装置工事手数料】

8,200円 + 5,000円 + 4,400円
= 17,600円



工事例2

分譲地造成

①基本料

新設工事 8,200円

②取出し加算

新設給水管40mm 9,000円

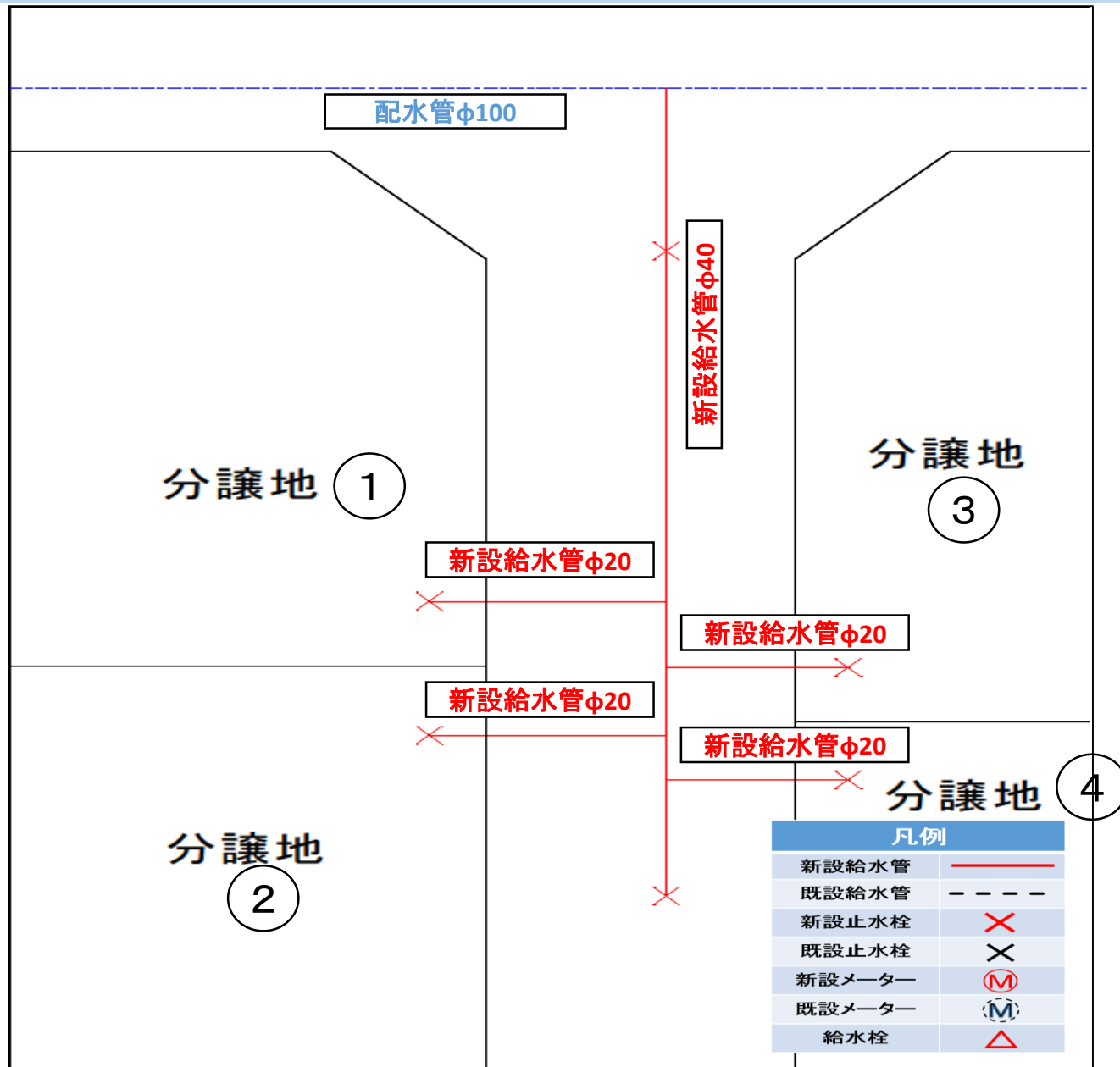
新設給水管20mm×4 20,000円
(5,000円×4)

③メーター加算

メーターなし

【給水装置工事手数料】

8,200円+9,000円+20,000円
=37,200円



工事例3

工事例2の分譲地①で新築した場合

①基本料

新設工事 8,200円

②取出し加算

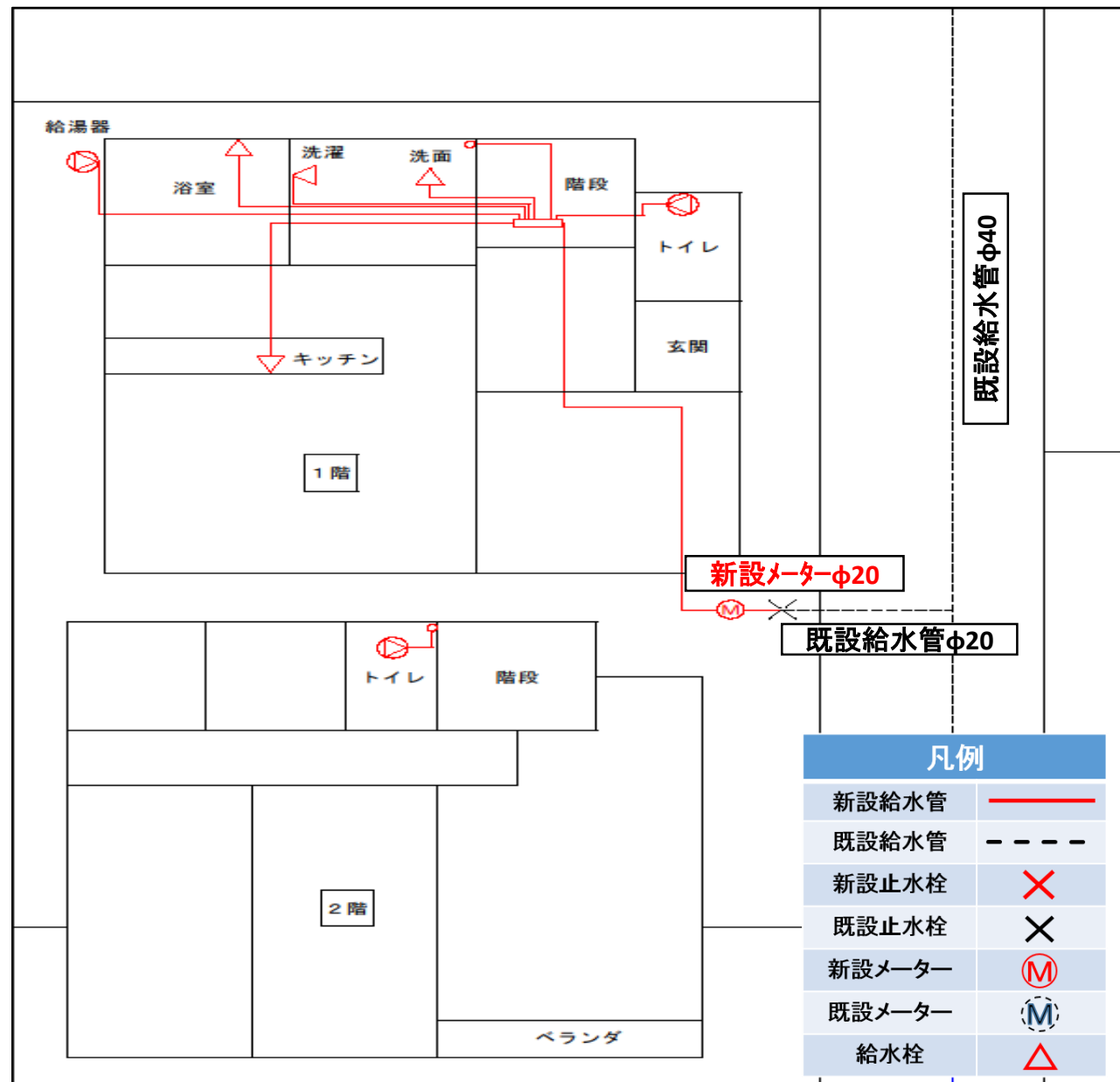
取出しなし

③メーター加算

新規メーター20mm 4,400円

【給水装置工事手数料】

8,200円 + 4,400円
= 12,600円



工事例4

軽微な工事(水栓増設)

①基本料

改造工事 8,200円

②取だし加算

取だしなし

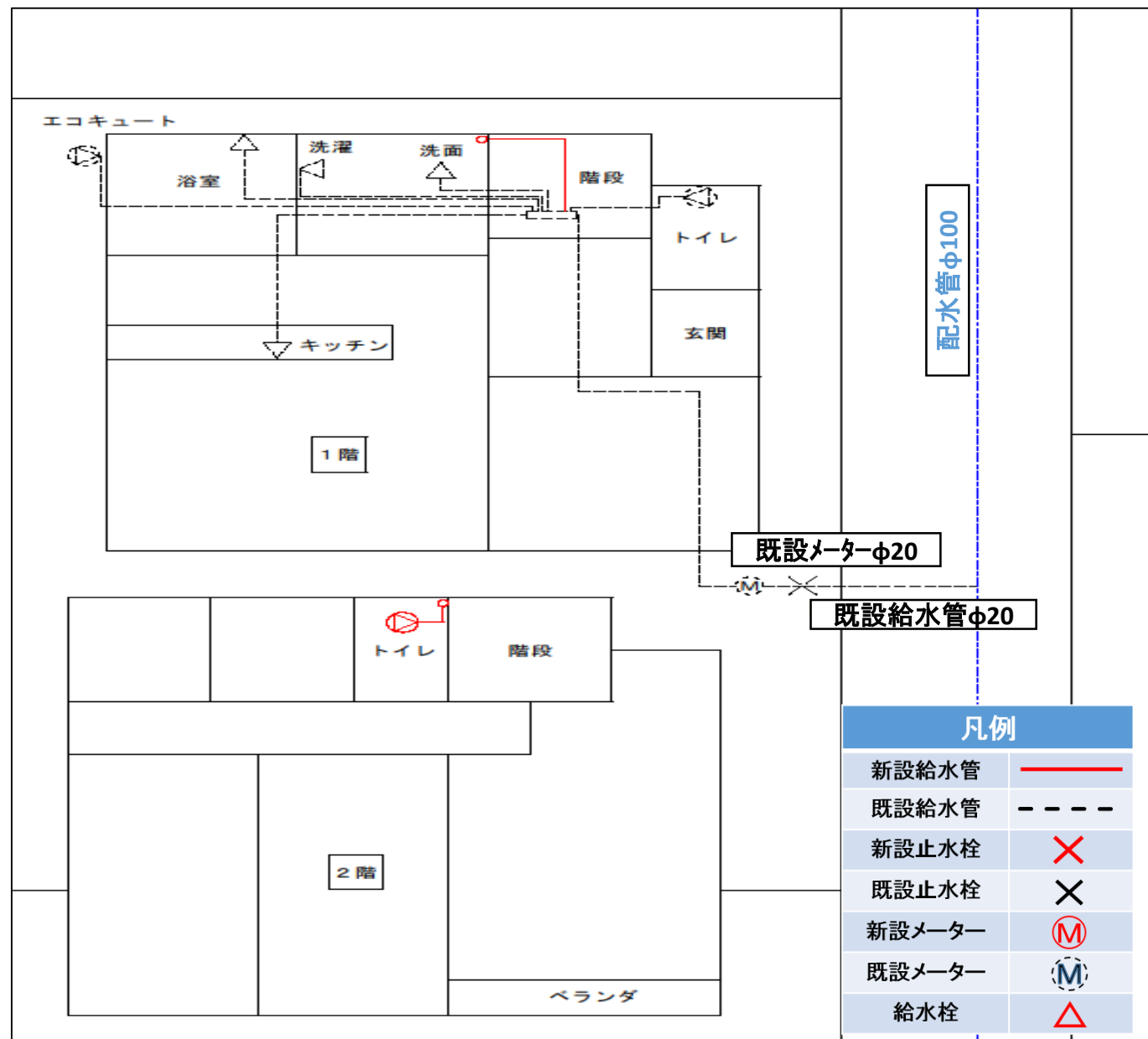
③メーター加算

メーターなし

(水栓、水質、水圧検査なし)

【給水装置工事手数料】

8,200円



工事例5

メーター撤去

①基本料

撤去工事 3,300円

②取出し加算

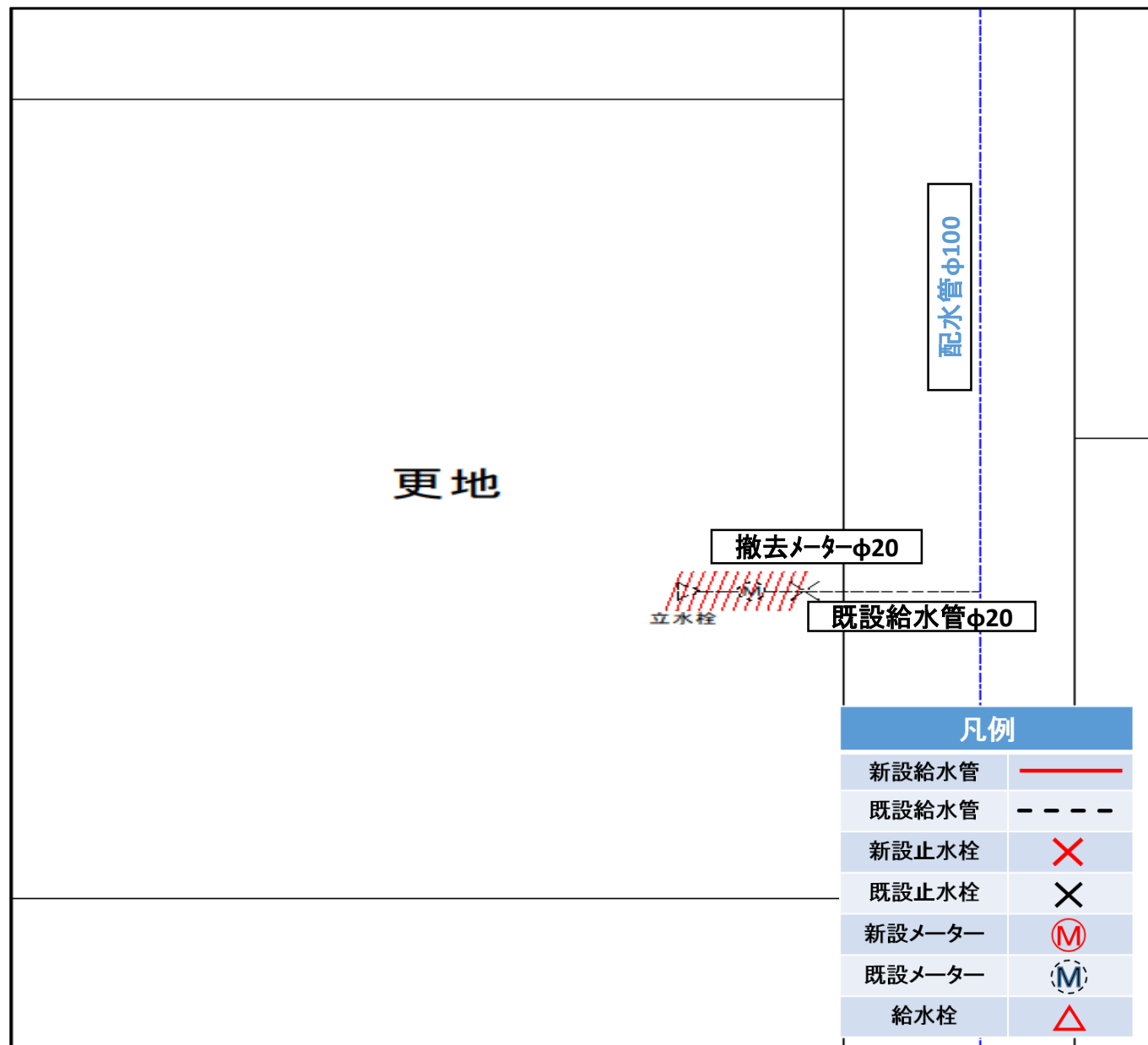
取出しなし

③メーター加算

メーターなし

【給水装置工事手数料】

3,300円



定額制に変更した場合の影響額について

	平成30年度【1,077件】
手数料収入額【 現行(定率制) 】 (1件当たりの平均単価)	16,258,738円 (15,096円)
手数料収入額【 定額制 】 (1件当たりの平均単価)	16,416,700円 (15,243円)
差 額	157,962円 (147円)



平成30年度において、現在の定率制から定額制へ変更した場合を算出したところ、ほぼ同額となる。

現行の手数料、定額制案及び他市との比較

工事内容	秦野市【変更案】 (定額制)	秦野市【現行】 (定率制)	座間市 (定額制)	小田原市 (定額制)	変更案との比較
戸建て住宅1戸 (・25mm取出し ・20mmメーター)	17,600円	6,000円～37,440円 平均:18,182円	20,000円	19,000円	現行 ▼ 582円 座間市 ▼2,400円 小田原市▼1,400円
戸建て住宅1戸 (・取出しなし ・20mmメーター)	12,600円	5,425円～36,000円 平均:12,254円	10,000円	19,000円	現行 346円 座間市 2,600円 小田原市▼6,400円
宅地造成8戸 (・50mm取出し ・20mm取出し×8)	58,700円	30,720円～101,600円 平均:60,560円	96,000円	39,000円	現行 ▼1,860円 座間市 ▼37,300円 小田原市 19,700円
共同住宅4戸 (・40mm取出し ・20mmメーター×4)	34,800円	28,000円～64,000円 平均:42,933円	80,000円	76,000円	現行 ▼ 8,133円 座間市 ▼45,200円 小田原市▼41,200円
店舗及び工場等 (・40mm取出し ・40mmメーター)	27,200円	32,000円～91,760円 平均:59,206円	64,000円	19,000円	現行 ▼32,006円 座間市 ▼36,800円 小田原市▼8,200円